

介護保険制度の申請から認定・サービス利用の流れ

《 相 談 ・ 申 請 の 窓 口 》

- ・大里広域市町村圏組合介護保険課
- ・市役所長寿いきがい課
- ・妻沼行政センター 福祉係
- ・大里行政センター 市民福祉係
- ・江南行政センター 市民福祉係

要介護認定申請

- 「要介護認定」申請に必要なもの
 - ・「申請書」(窓口にあります。)
 - ・介護保険の保険証(65歳以上の方)
 - ・健康保険の保険証(64歳以下の方)
 - ・個人番号カード又は通知カード
- ※申請書には、主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄がありますので、申請前に必ず確認してください。

調査

訪問調査

- 調査員が自宅・入院先の病院等を訪問し、心身の状況等74項目について聞き取り調査を行います。
- ※新規・区分変更申請は、平日の9~16時の間に調査します。

医師の意見書

- 行政側から、主治医に傷病や心身状況に関する意見書の作成を依頼します。
- また、「主治医意見書問診票」は、記入して主治医に提出してください。

審査

要介護認定を受けない

- 「基本チェックリスト」を実施
- ※チェックリストは、お近くの地域包括支援センターでも実施可能です。

(基本チェックリスト)

「該当」・「非該当」を確認

※この場合の「該当」とは、総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」(※①)の対象者に当てはまることを言います。

担当地区の

地域包括支援センターに

- 自分で訪問
- 地域包括支援センターからの連絡を希望

《要介護認定》 ※結果は自宅宛に通知でお知らせします。

要介護1~5		要支援1・2		非該当
施設入所希望	在宅介護希望	予防給付希望	(※①)のサービスのみ希望	(※基本チェックリスト「該当」)

施設へ
入所申込

居宅介護支援事業所に相談
ケアプランを作成(P13へ)

地域包括支援センターに相談
ケアプランを作成(P12へ)

地域包括支援センターに相談
ケアプランを作成(P12へ)

《介護給付》

特別養護老人ホームなど
施設サービス

- 居宅サービス
 - ・訪問介護
 - ・通所介護
 - ・短期入所 など
- 地域密着型サービス
 - ・グループホーム
 - ・小規模多機能 など

《予防給付》

- 介護予防サービス
 - ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防通所リハビリ など
- 地域密着型介護予防サービス
 - ・介護予防小規模多機能 など

《総合事業》

- 介護予防・生活支援サービス事業(※①)
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・その他の生活支援サービス
- 一般介護予防事業
(※全ての高齢者が利用可)
 - ・介護予防普及啓発事業
 - ・地域介護予防活動支援事業 など